

津市たるみ老人福祉センター指定管理者公募に係る質問回答

No.	文書名	項	該当箇所	質問内容	質問回答
1	要求水準書	3	6 職員の配置 (1) 組織人員配置	1. 「指令管理業務要求水準書」3 ページ 6 の(1)「専任の管理者1名(必置)」について「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について(昭和52年8月1日社老第48号 厚生省社会局長通知)」第2条第3項に「老人福祉センター(特A型)には、施設の長、相談・指導を行う職員、その他必要な職員をおくものとしつつ、施設の運営に支障がない場合には、他の社会福祉施設等の職員との兼務は差し支えない」と規定されています。また、要求水準書6の(1)においても、職員配置に続けて「センターの管理に支障が無い運営を行うこと」と示されているところです。このことから、管理者を置いた上で、施設の運営に支障がない場合には他の社会福祉施設等の職員(例えば同一敷地内にある管理者等)と兼務することも可能と理解して良いでしょうか。	管理者を配置した上で、センターの管理運営に支障がない場合は、他の社会福祉施設等の職員との兼務も可能です。ただし、管理者として必要な勤務体制及び緊急時の連絡・対応体制を確保するなど、センターの適切な管理運営に支障が生じない職員配置としてください。
2	要求水準書	5	16 センターの改築等	2. 「指令管理業務要求水準書」5 ページ 16 「センターの改築等」について 敷地内に植えられている樹木について、安全面や設備維持に影響を及ぼすため剪定や撤去を行わなければならない場合、その費用はセンターの大規模な改修及び維持改修、もしくは別紙3「リスク分担表」における「施設の損傷及び修繕」に含まれますでしょうか。	樹木の剪定又は撤去に係る費用負担については、樹木の状態、作業が必要となった原因、作業規模及び内容等により異なるため、一律に大規模な改修及び維持改修又は別紙3「リスク分担表」の「施設の損傷及び修繕」に含まれるものではありません。 日常的な施設管理の範囲における剪定等は指定管理者の維持管理業務に含まれますが、大規模な剪定又は撤去等が必要となる場合は、対応方法及び費用負担の協議を行うものとします。

3	要求水準書	6	21 リスク分担	3. 「指令管理業務要求水準書」6 ページ 22 「センターの管理運営を行うにあたり支障が生じるおそれのある事項については、別紙3「リスク分担表」に定めるとおりとする。」について 別紙3「リスク分担表」において、物価変動に伴う収支計画に多大な影響を与えるものについては市負担となっていますが、「多大な影響」と判断される具体的な基準がありましたらご教示ください。 また、「賃金水準の上昇による人件費の増加」は協議事項とされていますが、三重県最低賃金及び津市労働報酬下限額の改定に伴う人件費の増加は、この項目に該当するものと理解してよろしいでしょうか。 加えて、募集要項に示された各年度の指定管理料上限額は前年度比で一定の増額が設定されていますが、当該増額分について、積算上どの経費区分にどの程度配分されたものか、及び将来の賃金水準の上昇分をあらかじめ織り込んだものかをご教示いただくことは可能でしょうか。なお、当該増額分に賃金水準の上昇分が織り込まれている場合、想定を上回る改定が生じたときは、リスク分担表の「賃金水準」の項目に基づく協議の対象となるものと理解してよろしいでしょうか。	「多大な影響」と判断される具体的な基準については、社会情勢の急激な変化等により事業継続に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合など、発生時の状況に応じて総合的に判断します。 指定管理料上限額の積算については、将来の賃金水準の上昇分をあらかじめ織り込んでおり、その他必要と見込まれる経費を総合的に勘案して設定しています。また、想定を上回る改定が生じたときは、今後の状況を見て協議の対象とします。
---	-------	---	----------	---	--